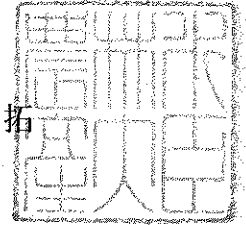


元消安第 5409 号
令和 2 年 3 月 18 日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 江藤 拓



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく飼料の製造の方法等の基準及び成分規格の設定に係る以下の事項について改正すること。

- 1 馬を対象とする飼料（以下「馬用飼料」という。）の成分規格として、次に掲げる農薬の飼料中の基準（牛を対象とする飼料と同じ基準値）を設定すること。

γ -BHC、BHC（ α -BHC、 β -BHC、 γ -BHC 及び δ -BHC の総和をいう。）、DDT（DDD 及び DDE を含む。）、アルドリン及びディルドリン（総和をいう。）、エンドリン、ヘプタクロル

- 2 馬用飼料に用いることができる次の飼料添加物に係る製造の方法等の基準を設定すること。

ギ酸、グルコン酸カルシウム、バチルス サブチルス（その 1）、バチルス サブチルス（その 2）、バチルス サブチルス（その 3）、クロストリジウム ブチリカム（その 1）、ラクトバチルス アシドフィルス（その 3）及びラクトバチルス アシドフィルス（その 5）

- 3 馬用飼料に含むことができる、動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする馬用飼料の成分規格及び製造の方法等の基準を、豚、鶏又はうずらを対象とする飼料と同様に設定すること。

